

黒浜北小学校いじめ防止基本方針

蓮田市立黒浜北小学校

平成26年3月 制定

平成30年4月一部改定

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法第2条」の定義より）

2 いじめの基本認識

- いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件であるということ。
- いじめは、人間として絶対に許されない行為であるという強い認識をもつこと。
- いじめの未然防止、早期発見、早期対応には、学校全体をあげて取り組むこと。
- 学校、保護者、行政、地域がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力して取り組むこと。

3 いじめ防止に向けた基本理念

児童が主体的に行動し、だれもが安心して生活できる学校づくり
～学校・家庭・地域で守ろうみんなの人権～

4 いじめ防止の具体策

(1) いじめのない学校づくりに向けた指導の充実

特に、道徳教育、人権教育、児童指導、学級指導等の充実を図り、また各教科等のあらゆる教育活動を通して、いじめは決して許されるものではないことを認識し、いじめ防止に努める。

□学習指導の充実

- ・学業指導の充実として、「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

□道徳授業の充実

- ・道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳的実践力を育成する。
- ・「人として、してはならないこと、すべきこと」を教え、人としてよりよく生きる

ための基盤となる道徳性を育成する。

□特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育む体験的な学習活動を計画的に行う。

□その他

- ・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な機会を捉えて具体的に指導する。（人権作文・標語づくり等、講話、学校だより、学級通信等）
- ・教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように不適切な言動に注意する。（倫理確立委員会）
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がける。
- ・学校教育目標である「～ともに伸びる子～まなびアップ・こころアップ・げんきアップ」の日常的な実践に心がける。（教育活動全体）
- ・学校として特に配慮が必要な児童に係るいじめについては、当該児童への適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) 保護者地域との連携

- ・学校のホームページ等を通して、保護者・地域に対して学校のいじめに係る対策等について周知する。
- ・ネットいじめの対応については、インターネットのもつ利便性や危険性についてしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について研修の場を設ける。
（保護者対象「携帯・スマホ教室」の開催）
- ・家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導できるよう啓発に努める。

(3) 職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

□いじめ防止等のための職務別ポイント

《学級担任》

- ・日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、些細な兆候も、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを軽視することなく、積極的に認知していく。
- ・一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったよ

【教師による直接の発見から】

- ・職員会議後の情報交換の場の活用
- ・特別支援コーディネーターやスクールカウンセラーによる助言の活用
- ・養護教諭と情報を共有できる体制づくり

(2) いじめの早期対応

- いじめのサインに気付いた場合、大きな問題に発展しないように速やかに「予防的介入」を行う。
 - ・情報の共有化を図り、他の職員の協力を得る。
 - ・秘密の厳守を約束して教育相談を行うとともに、主に担任が精神的な支えになる。
 - ・「校内サポート委員会（いじめ対策委員会）」を立ち上げる。
 - ・学級活動等で、いじめに関する話題を取り上げるなど、全体的な指導に当たる。
 - ・ふれあいの時間を大切にするとともに、居がい感のある学級づくりに努める。
- 本人・保護者等から、いじめの訴えがあった場合、共感的に理解する。
 - ・秘密の厳守を約束し、じっくり話を聞いてやるなど、安心感を与える。
 - ・本人の苦痛を親身になって聞いてやるなど、理解を十分に示す。
 - ・いじめが解決するまで、最後までしっかり守ってやることを伝える。
 - ・基本的には、本人の了解を得てから事実関係の究明に乗り出す。
 - ・担任・学校に何をしてもらいたいのかを確かめながら共に考える。
 - ・特に、保護者の訴えに対しては、担任のほかに複数の教師で対応する。
- 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに「校内サポート委員会（いじめ対策委員会）」に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応を行う。
 - ・いじめの現場を教師が直接発見した場合、その場ですぐに介入し、事実関係を明らかにする。
 - ・いじめを制止し、関係児童全員をその場に残す。
 - ・必要に応じて他の教師の応援を求め、その場でしていたことを具体的な行動や言葉で把握するなど、事実確認をする。
 - ・その日のうちに、関係児童個々に教育相談を行い、再度事実確認をする。
 - ・当該いじめに関する情報を速やかに「校内サポート委員会（いじめ対策委員会）」に報告し、組織で対応する。
- いじめていた児童・保護者への対応
 - ・保護者を召喚し、いじめの概要について説明し理解を求めるとともに、今後の家庭教育の在り方等について改善を求める。
 - ・いじめていた児童に対しては反省を促すよう指導するとともに、自ら謝罪したいという気持ちが抱けるまで、個別のかかわりを継続的に持つ。
 - ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
- いじめられていた児童・保護者への対応
 - ・保護者宅を訪問し、いじめの概要について説明し、謝罪する。

- ・二度とこのようないじめがないよう指導の徹底を図ることを約束する。
- ・いじめられていた児童に対しては、心のケアに努めるとともに、安心して学校生活等が送れるよう守ってやることを約束する。

(3) いじめが起きた集団(観衆・傍観者)への働きかけ

- ・いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ・はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。

(4) ネットいじめの対応

- ・ネットいじめを発見した(情報を受けた)場合には、「校内サポート委員会(いじめ対策委員会)」で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに岩槻警察署に通報し、適切に援助を求める。

(5) 警察との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は、岩槻警察署と連携して対処する。

(6) 重大事態への対応

■いじめ重大事態調査の手法等については、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を参照する。

一重大事態とは一

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとする場合
 (例) ・児童が自殺を企画した場合
 ・身体に重大な傷害を負った場合
 ・金品等に重大な被害を負った場合
 ・精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間、欠席を余儀なくされている疑いがある場合(年間30日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対処する。)

■児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして調査等に当たる。

■児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可

能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

■学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には以下のとおり対応する。

- ・市教育委員会に報告するとともに、直ちに岩槻警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- ・当該いじめの対処については、市及び県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校の「校内サポート委員会（いじめ対策委員会）」が中心となり、学校組織をあげて行う。
- ・当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
- ・いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法によりその説明に努める。
- ・当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- ・「校内サポート委員会（いじめ対策委員会）」で再発防止案をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

7 いじめの概要説明と今後の対応

- ①校長は、職員打合せ等で職員に事故の概要について説明するとともに、生徒指導の徹底を図るよう指示する。
- ②校長は、必要に応じて朝会などを利用し、いじめ問題について取り上げる。
- ③校長は、必要に応じて保護者あて通知を作成し、保護者の啓発を図る。
- ④道徳教育、学級活動、生活指導等を通じて、人権尊重や生命尊重の精神、善悪の判断等の倫理観の育成に努める。
- ⑤いじめ問題は、当事者間の問題だけでなく、学級や学年全体の関連として取り上げ、根絶に向けて緊急に対応する。
- ⑥「校内サポート委員会（いじめ対策委員会）」が中心となり、今後の対応策を検討する。
- ⑦いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払う。
- ⑧必要に応じて、PTA、関係機関の協力を得る。
- ⑨学校は、いじめの重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童及びその保護者の意向、公表をした場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行う。公表を行う場合は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、公表の方針について説明を行う。

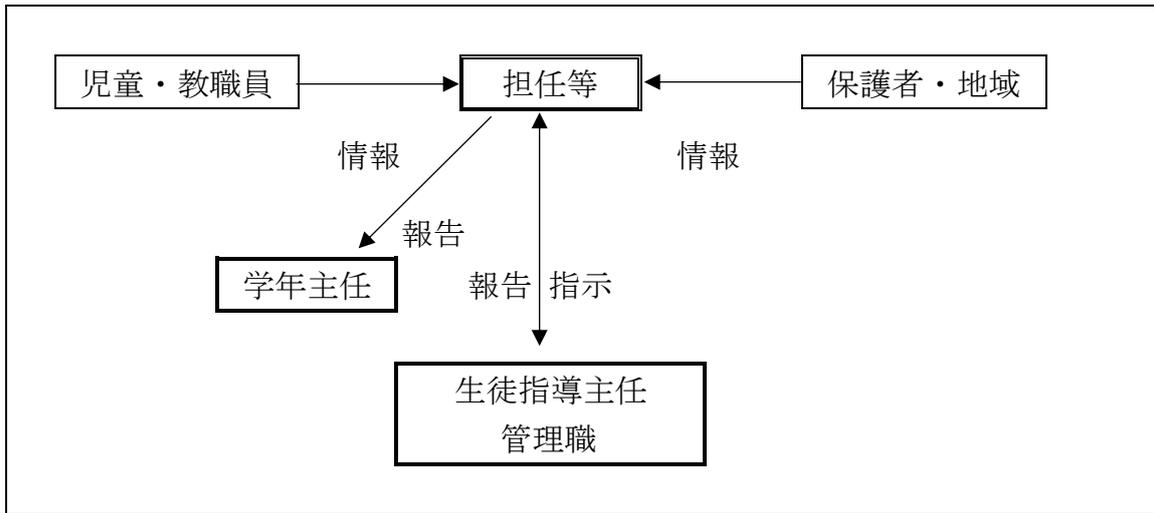
8 いじめの解消

- (1) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断することなく、いじめを受けた子供及びいじめを行った子供を日常的に注意深く観察する。

(2) いじめが解消している状態とは、

- ①いじめを受けた子供に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。
- ②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

【いじめに対する初期対応】



【重大事象への対応】 ※別項参照

【関係諸機関】

- 蓮田市教育委員会（学校教育課） 048-765-1729
- " "（学校総務課） 765-1727
- " "（学務課） 765-1728
- " "（子ども支援課） 765-1706
- 岩槻警察署 757-0110
- 黒浜西交番 769-9969
- 東部教育事務所いじめ非行防止 737-2733
- 県教育局生徒指導・いじめ対策担当 830-6908

【いじめ関連年間行事予定】

実施時期	教職員	児童	保護者
4月	・校内ネット委員会（定例） ・職員会議（定例） ・学級懇談会①	・「アンパンマンポスト」活用	・「保護者点検カード」（毎月） ・学級懇談会①
5月	・校内ネット委員会（定例） ・職員会議（定例） ・家庭訪問	・なかよしアンケート① ・「アンパンマンポスト」活用	・「保護者点検カード」（毎月） ・家庭訪問
6月	・校内ネット委員会（定例）	・人権作文づくり①	・「保護者点検カード」（毎月）

	・職員会議（定例）	・「アンパンマンポスト」活用	
7月	・校内ネット委員会（全体会） ・職員会議（定例） ・学級懇談会②	・人権標語づくり① ・「アンパンマンポスト」活用	・「保護者点検カード」（毎月） ・学級懇談会②
8月	・職員会議（定例） ・生徒指導研修会 ・蓮田市人権研修会		
9月	・校内ネット委員会（定例） ・職員会議（定例）	・「アンパンマンポスト」活用	・「保護者点検カード」（毎月）
10月	・校内ネット委員会（定例） ・職員会議（定例）	・人権標語づくり② ・なかよしアンケート② ・「アンパンマンポスト」活用	・「保護者点検カード」（毎月）
11月	・校内ネット委員会（定例） ・職員会議（定例） ・個人面談（5日間）	・人権関連ビデオ視聴 ・人権作文づくり② ・「アンパンマンポスト」活用	・「保護者点検カード」（毎月） ・個人面談
12月	・校内ネット委員会（全体会） ・職員会議（定例）	・「アンパンマンポスト」活用	・「保護者点検カード」（毎月） ・学校評価（保護者）配布
1月	・校内ネット委員会（定例） ・職員会議（定例） ・巡回相談全体研修会	・人権標語発表（朝会） ・「アンパンマンポスト」活用	・「保護者点検カード」（毎月）
2月	・校内ネット委員会（定例） ・職員会議（定例） ・学級懇談会③	・なかよしアンケート③ ・「アンパンマンポスト」活用	・「保護者点検カード」（毎月） ・学級懇談会③ ・学校評価結果公表
3月	・校内ネット委員会（全体会） ・職員会議（定例）	・「アンパンマンポスト」活用	・「保護者点検カード」（毎月）
その他	・管理職教室訪問（毎日） ・朝会時の講話（生活目標） ・生徒指導部会（臨時） ・携帯（スマホ）教室 ・巡回相談	・NHK「いじめ撲滅100万人行動宣言」への参加 ・携帯（スマホ）教室 ・「権利の熱気球ゲーム」（5年）	・携帯（スマホ）教室

いじめ防止対策推進法

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 いじめ防止基本方針等（第十一条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十一条）
- 第四章 いじめの防止等に関する措置（第二十二条—第二十七条）
- 第五章 重大事態への対処（第二十八条—第三十三条）
- 第六章 雑則（第三十四条・第三十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

（いじめの禁止）

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に

対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であつて教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与

えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

（学校評価における留意事項）

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討）

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。